

財務省告示第四百四十九号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平  
 成十九年三月二十日に発行した利付国債の発行条  
 件等を次のとおり告示する。  
 平成十九年四月九日  
 財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位	発行行
利付国庫債券（十年）（第二〇八回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一〇一号）第十一	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第三	項第五号に規定する簡易生命保	険資金による引受け	額面金額で三百八十四億円	三百八十五億千百三十六万円	五万円
振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものと	する。	平成十九年三月二十日	額面金額百円につき百円二十九	銭				

十一  
十二  
初期  
利率

年一・七パーセント  
平成十九年九月二十日  
を  
支  
払  
期  
と  
し  
、  
次  
の  
算  
式  
に  
よ  
り  
算  
出  
し  
た  
金  
額  
を  
支  
払  
う  
。  
た  
だ  
し  
、  
支  
払  
期  
が  
銀  
行  
休  
業  
日  
に  
当  
た  
る  
と  
き  
は  
、  
そ  
の  
翌  
営  
業  
日  
に  
支  
払  
う  
。  
以  
下  
、  
次  
号  
及  
び  
第  
十  
四  
号  
に  
お  
い  
て  
規  
定  
す  
る  
期  
日  
に  
つ  
い  
て  
同  
じ  
。  
)

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三  
第二期  
以後  
の  
利  
子

毎  
年  
三  
月  
二十  
日  
及  
び  
九  
月  
二十  
日  
を  
支  
払  
期  
とし  
、  
各  
支  
払  
期  
に  
お  
い  
て  
、  
そ  
の  
日  
以  
前  
六  
月  
間  
に  
属  
す  
る

十四  
償還  
期限

平  
成  
二  
十  
九  
年  
三  
月  
二十  
日

十五  
償還  
金額

額  
面  
金  
額  
百  
円  
に  
つ  
き  
百  
円

十六  
元利  
支所

日  
本  
銀  
行

十七  
払込  
期日

平  
成  
十  
九  
年  
三  
月  
二十  
日